

マルチスクリーン型放送研究会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、マルチスクリーン型放送研究会(以下「本研究会」という)と称する。

(目的)

第2条 本研究会は放送を通じて視聴者の生活をより豊かなものにするを旨とし、マルチスクリーンを利用した放送番組の新しい視聴スタイルの提案を行う。

2 本研究会は、メインスクリーン(テレビ)とセカンドスクリーン(スマートフォンやタブレットデバイス等)を連携させるマルチスクリーン型放送の実用化を促進する。

3 本研究会はその他、放送に関連する新たなサービスの提案を行う。

(活動内容)

第3条 本研究会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

(1) マルチスクリーン型放送によって実現される新しい放送サービスに関する検討

(2) マルチスクリーン型放送を実現するための技術要件に関する検討

(3) マルチスクリーン型放送のフィールドにおける実証実験

(4) その他本研究会の目的を達成するために必要な活動

活動に際しては、地上デジタル放送がユニバーサルサービスであることを鑑み、全国の地上放送事業者が本会活動に積極的に参画できるよう配慮する

第2章 会員

(会員)

第4条 本研究会は、本研究会の趣旨に賛同し、第5条に定める手続にしたがい入会を承認された法人および団体を会員とする。

2 会員は一般会員と特別会員で構成する。

3 一般会員は設立当初からの会員、および地上放送事業者で構成する。

4 特別会員は一般会員以外の会員で構成する。

5 会員は、本研究会の目的を実現するための活動に協力すること。

(入会および退会)

第5条 本研究会への入会は、2人以上の一般会員から推薦を受けた者が、入会申込書を事務局に提出し、第13条で定める理事会において承認を得ることにより認められる。

2 会員は、事務局に退会届を提出することにより、随時本研究会を退会することができる。

3 退会の効力は届出提出の年度末に発生する。

(除名)

第6条 会員において、本研究会の趣旨、目的および活動に反する行動、言動や、自己の利益のみを追求する行動などがみられ、本研究会の活動に支障をきたすものと理事会が判断した場合、

その決議により当該会員を除名することができる。ただし、かかる除名決議に際しては、当該会員には弁明の機会を与える。

2 除名の効力は直ちに発生し、除名決議をもって会員の権利は消滅する。

(会費および経費)

第7条 本研究会の運営上必要な経費は、年会費その他雑収入をもって充当する。

2 本研究会の年会費は一口6万円とし、一般会員、特別会員とも2口以上とする。但し第3条に照らし、地上放送事業者のうち県域放送局は1口以上とする。

3 年会費の金額は、総会の決定によって変更できる。

4 納付された会費は、理由の如何にかかわらず返還されない。

5 年度終了時に、経費支払に会費等を充当して余剰がある場合、かかる余剰金を次年度に繰り越す。

6 本研究会が解散した際に、経費支払に会費等を充当して残余がある場合、かかる残余金の取り扱い、総会にて協議し決定する。

(守秘義務)

第8条 会員は、本研究会の活動を通じて知り得た本研究会または他の会員に関する情報であり、かつ秘密である旨指定されまたは表示された情報(以下「秘密情報」という)を、秘密情報を開示する会員(以下「開示者」という)の事前の文書による承諾なしに第三者に開示せず、または開示者の事前の文書による承諾なしに本研究会の目的以外に使用しない。ただし、以下の情報は秘密情報に含まれない。

(1) 開示の時点で既に公知であるもの、もしくは秘密情報を受領する会員(以下「受領者」という)の責に帰すべき事由によらず公知となった情報

(2) 受領者が開示者から開示される以前から正当に保持していた情報

(3) 受領者が秘密情報によることなく独自に創作した情報

(4) 受領者が開示の権限を有する第三者から守秘義務を負うことなく適法に入手した情報

(5) 法令または官公庁の命令により開示を要求された情報

2 会員は、前項および本契約の他の規定にかかわらず、退会、除名ならびに本研究会の終了後2年間は、前項の守秘義務を遵守する。

(成果物の帰属)

第9条 本研究会の活動を通じて得られた、発明、考案、意匠の創作等(以下発明等という)、著作権、工業所有権その他の権利は、その創出を行った会員に帰属する。

2 複数の会員が発明等の創出を行った場合の権利の帰属の詳細の取り扱いについては、当事者間において個別に協議し決定する。

(外部団体とのリエゾン)

第10条 本研究会は理事会の決議により、第3条に規定される活動に際して関連する団体とのリエゾン関係を持ち、適宜情報交換等を行うことができる。

第3章 組織

(研究会)

第11条 本研究会は代表、理事会、総会、事務局、運営会、研究部会及び監査で構成する。

2 本研究会は代表が指名するオブザーバおよび顧問を設置することができる。

(代表)

第12条 本研究会は1名の代表をおく。

2 代表は総会にて選任する。

(理事会)

第13条 本研究会は理事会を設置する。

2 理事会は代表が指名する理事により構成する。

3 理事会は委任状を含む理事の過半数の出席をもって成立する。

4 理事会は新規入会者の審査、会員の除名、他団体とのリエゾン、期中における修正予算などを決議する。

5 理事会は必要に応じて適宜開催できる。

(総会)

第14条 総会は総ての会員により構成する。

2 総会は代表が招集し、議長を務める。

3 総会は委任状を含む会員の過半数の出席をもって成立する。

4 総会は次に掲げる事項を議決する。

(1) 研究活動の方針、計画

(2) 予算

(3) 会計報告

(4) 会則の改定

(5) 本研究会の設立と解散

(6) その他本研究会の運営に関する重要な事項

5 総会における議決権は各会員とも1票を保有し、委任状を含む出席した会員の過半数の同意をもって議決する。なお、議決につき賛否同数の場合は、議長が決する。

(事務局)

第15条 本研究会は事務局を設置する。

2 事務局には代表が指名する1名の事務局長をおき、事務局長が必要に応じて事務局員を選任する。

3 事務局は、本研究会の運営が円滑に遂行できるよう各活動をサポートする。

(運営会)

第16条 本研究会は運営会を設置する。

2 運営会には代表が指名するリーダーをおく。

3 運営会は本研究会の活動原案を作成する。

4 運営会は特定のテーマについて検討を行う研究部会を設置し部会長を指名する。

5 運営会は会員と綿密に連携し、研究会の諸活動を牽引する。

(研究部会)

第17条 本研究会は研究部会を設置する。

2研究部会は部会長が召集する。

3研究部会は一般会員および部会長により指名された特別会員により構成する。

(監査)

第18条 本研究会は代表が指名する1名の監事をおく。

2 監事は本研究会の会計が適切に処理されているかの監査を行う。

第4章 一般規則

(責任の放棄)

第19条 本研究会の活動は、すべて会員の自己の責任において遂行するものとし、本研究会の活動に伴ういかなる事故、物損などの損害についても、本研究会は一切の責任を負わない。

(法令の遵守)

第20条 会員は関連する法令を遵守する。

(会計年度)

第21条 本研究会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

1. 本会則は平成23年12月7日から施行する。

2. 本会則は平成24年4月25日から改正し施行する。

3. 本会則は平成25年4月24日に改正し平成25年4月1日に遡り施行する。

4. 本会則は平成27年5月8日に改正し平成27年4月1日に遡り施行する。

5. 本会則は平成28年5月9日に改正し平成28年4月1日に遡り施行する。

6. 本会則は平成29年5月12日に改正し平成29年4月1日に遡り施行する